



金 沢 市 公 報

号外第7号の4

平成31年(2019年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

●規 則

- 金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政経営課) 1

規 則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月25日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第2号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第29条第1項の規定による未支給の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の4の項の規則で定める情報は当該請求を行う者に係る道府県民税（地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税に関する情報とする。

第11条第1号ア中「において」を削る。

第20条第15号中「又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者」を削る。

第2条 金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第24条」を「第23条」に改める。

第6条第4号中「第19条及び第26条」を「第18条及び第25条」に改める。

第7条を削る。

第8条中「4の項」を「3の項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「5の項」を「4の項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「6の項」を「5の項」に改め、同条第1号ア中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号イ中「又はこれらの身体障害者の扶養義務者」を「若しくはこれらの身体障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号ウ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同条第2号ア中「又は当該身体障害者の扶養義務者」及び「又は市町村民税」を削り、同号イ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「7の項」を「6の項」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「8の項」を「7の項」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「9の項」を「8の項」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「10の項」を「9の項」に改め、同条第1号ア中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号イ中「又は当該知的障害者の扶養義務者」を「、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号ウ及び同条第2号ア中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同号イ中「又は当該知的障害者の扶養義務者」を「、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号ウ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同条第3号ア中「又は当該知的障害者の扶養義務者」及び「又は市町村民税」を削り、同号イ中「の扶養義務者」を「と同一の世帯に属する者」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「11の項」を「10の項」に改め、同条第1号イ及び第2号イ中「又は市町村民税」を削り、同条を第14条とする。

第16条中「12の項」を「11の項」に改め、同条第2号中「又は市町村民税」を削り、同条を第15条とする。

第17条中「13の項」を「12の項」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「14の項」を「13の項」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「15の項」を「14の項」に改め、同条第1号ア中「第26条第1号」を「第25条第1号」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「16の項」を「15の項」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「17の項」を「16の項」に改め、同条を第20条とする。

第22条中「18の項」を「17の項」に改め、同条第5号イ中「障害児の保護者又は支給認定基準世帯員」を「当該障害者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）又は当該実施に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「19の項」を「18の項」に改め、同条を第22条とする。

第24条中「20の項」を「19の項」に改め、同条を第23条とし、第25条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年6月1日から施行する。

平成31年(2019年)3月25日 印刷

平成31年(2019年)3月25日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄